



村 千鶴子 Mura Chizuko 東京経済大学現代法学部教授・弁護士 日本消費者法学会理事
 専門は契約法、消費者法。国民生活センター消費者判例情報評価委員会、経済産業省消費経済審議会、
 東京都消費者被害救済委員会などの委員を務める。著書に『Q&A 消費生活相談の基礎知識—知って
 おきたい民事のルール』（ぎょうせい）、『誌上法学講座—特定商取引法を学ぶ—』（国民生活センター）
 ほか多数。

寄託・組合・ 終身定期金・和解

1 はじめに

13種類の典型契約の中で、これまで取り上げてきた分類に入らない契約に、**寄託、組合、終身定期金、和解**の4種類があります。この4種類の概要について取り上げます。

ただし終身定期金は、消費者問題としてはまったくみないだけでなく、日本ではあまり利用されていないようです。日常的に利用されているわけではないのに典型契約であるのは不思議な印象を持つかもしれませんが、日本の民法の制定経過をみれば、それほど不思議なことではありません。というのは、民法は、立法当時の日本における契約の実情を踏まえて制定されたわけではなく、明治政府がドイツやフランスの民法典を参考にして導入したものだからです。

2 寄託

寄託とは、物を預かってもらう契約です。民法では、預ける人(寄託者)から、預かる人(受寄者)が、その物を受け取ることによって契約の効力が生ずるものと定めています。このような契約を**要物契約**といいます。消費貸借*1や使

用貸借*2も要物契約です。**諾成契約**は当事者間の合意があれば契約は成立しますが、要物契約では、対象になる物を受け取ることによって契約が成立するとしているわけです。

ただし、現在法務省で進められている民法改正では、原則としてすべての契約を諾成契約に一本化する流れとなっています。

消費生活でしばしば利用されている典型的な寄託には、クリーニング店などによる毛皮等の保管サービスやトランクルームなどがあります。

トランクルームについては、倉庫業法による開業規制や約款規制があります*3。トランクルームの相談を受ける場合には倉庫業法の知識が必要です。

寄託については、原則として受寄者本人が保管すべき義務があるうえに受寄者は使用してはいけないこと*4(658条*5)、寄託物に瑕疵があった場合の寄託者の損害賠償責任のルール(661条)、寄託者は契約で保管期間を定めていてもいつでも返還を求めることができること(662条)、受寄者は原則として期間内は返還することができないこと(663条2項)、返還場所は原則として保管場所であること(664条)など

*3 次号では、特別編としてトランクルームや標準約款について取り上げます。

参考：「標準トランクルームサービス約款」
<http://www.mlit.go.jp/common/000007352.pdf>

*4 消費寄託は、この点が通常の寄託とは大きく違うわけです。

*5 以下、断りのない場合は、民法の条文を指します。

*1 ウェブ版「国民生活」2014年9月号第16回「誌上法学講座」参照
http://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-201409_15.pdf

*2 ウェブ版「国民生活」2014年10月号第17回「誌上法学講座」参照
http://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-201410_16.pdf

の規定を定めています。

なお、受寄者の保管義務のレベルについては、無償で預かる無償受寄者の場合には、「**自己の財産に対するのと同じの注意をもって、寄託物を保管する義務を負う**」に留まります(659条)。この規定の趣旨から、対価を受け取って預かる場合には善良な管理者の注意をもって保管する義務があると解されています。

(寄託)

第657条 寄託は、当事者の一方が相手方のために保管をすることを約してある物を受け取ることによって、その効力を生ずる。

(寄託物の使用及び第三者による保管)

第658条 受寄者は、寄託者の承諾を得なければ、寄託物を使用し、又は第三者にこれを保管させることができない。

2 第105条及び第107条第2項の規定は、受寄者が第三者に寄託物を保管させることができる場合について準用する。

(無償受寄者の注意義務)

第659条 無報酬で寄託を受けた者は、自己の財産に対するのと同じの注意をもって、寄託物を保管する義務を負う。

(寄託者による損害賠償)

第661条 寄託者は、寄託物の性質又は瑕疵によって生じた損害を受寄者に賠償しなければならない。ただし、寄託者が過失なくその性質若しくは瑕疵を知らなかったとき、又は受寄者がこれを知っていたときは、この限りでない。

(寄託者による返還請求)

第662条 当事者が寄託物の返還の時期を定めたとときであっても、寄託者は、いつでもその返還を請求することができる。

(寄託物の返還の時期)

第663条 当事者が寄託物の返還の時期を定めなかったときは、受寄者は、いつでもその返還をすることができる。

2 返還の時期の定めがあるときは、受寄者は、やむを得ない事由がなければ、その期限前に返還をすることができない。

(寄託物の返還の場所)

第664条 寄託物の返還は、その保管をすべき場所でしなければならない。ただし、受寄者が正当な事由によってその物を保管する場所を変更したときは、その現在の場所で返還をすることができる。

(委任の規定の準用)

第665条 第646条から第650条まで(同条第3項を除く。)の規定は、寄託について準用する。

3 消費寄託

受寄者が、預かった物を使用するタイプの寄託のことを消費寄託といいます。受寄者は、預かった物は消費し、預かった物と同じ種類・品質・分量のものを寄託者に対して返還する債務を負担します。

私たちが最も身近に利用している預貯金が消費寄託に当たります。現金を預かった銀行などは、預かった預貯金を他に貸し付けたり、金融商品に投資したりして運用し、預かった元本と同額の金銭に契約で約束した利息を付けて払い戻しをするしくみです。

消費寄託は、寄託の規定ではなく消費貸借の規定によります。消費寄託は寄託の中でも特殊な扱いとなっています。

(消費寄託)

第666条 第5節(消費貸借)の規定は、受寄者が契約により寄託物を消費することができる場合について準用する。

2 前項において準用する第591条第1項の規定にかかわらず、前項の契約に返還の時期を定めなかったときは、寄託者は、いつでも返還を請求することができる。

(返還の時期)

第591条 当事者が返還の時期を定めなかったときは、貸主は、相当の期間を定めて返還の催告をすることができる。

2 借主は、いつでも返還をすることができる。

4 組合

組合契約とは、複数の当事者が共同事業を営むことを目的として共同の出資をする契約です。民法では「各当事者が出資をして共同の事業を営むことを約することによって、その効力を生ずる」と定義しています(667条)。

民法による組合に関する規定の概要は以下のようなものです。

組合では、組合契約を締結した者の多数決(過半数で決する)で事業を行います(670条)。組合に負債がある場合には、契約で定めた割合に応じて支払う義務を負いますが、債権者がその

割合を知らない場合には組合員全員に対して等しい割合で請求できるものとしています(675条)。損益分配の割合は契約で定めた割合によりますが、契約で割合を決めなかった場合には、出資の割合によります(674条)。

消費生活相談では、高齢者などをねらった投資勧誘の一種である集団投資スキーム*4の場合に、民法上の組合の形態をとっているものがあります。

消費者は勧誘の際に「投資すれば確実に儲かる」「任せてくれればよい」などと勧誘されて、元本保証のある高利回りの預貯金のような感覚で出資してしまう場合が多いようです。しかし、組合は、組合員全員で出資をして事業活動を行うというものです。単に元本保証でお金を預けて、誰かに運用をお任せするというものではないのです。投資した自分も組合の一員として、事業活動に責任があります。

元本保証がないのはもちろん、組合が負債を負った場合には全組合員が、負債を返済する義務を負うこととなります。事業に失敗すれば利益が出ないどころか出資金はなくなることがありますし、さらに負債を負うことになる危険性があり得るものです。

以下には関連条文を挙げておきます。

(組合契約)

第667条 組合契約は、各当事者が出資をして共同の事業を営むことを約することによって、その効力を生ずる。

2 出資は、労務をその目的とすることができる。

(組合財産の共有)

第668条 各組合員の出資その他の組合財産は、総組合員の共有に属する。

(金銭出資の不履行の責任)

第669条 金銭を出資の目的とした場合において、組合員がその出資をすることを怠ったときは、その利息を支払うほか、損害の賠償をしなければならない。

(業務の執行の方法)

第670条 組合の業務の執行は、組合員の過

半数で決する。

2 前項の業務の執行は、組合契約でこれを委任した者(次項において「業務執行者」という。)が数人あるときは、その過半数で決する。

3 組合の常務は、前2項の規定にかかわらず、各組合員又は各業務執行者が単独で行うことができる。ただし、その完了前に他の組合員又は業務執行者が異議を述べたときは、この限りでない。

(委任の規定の準用)

第671条 第644条から第650条までの規定は、組合の業務を執行する組合員について準用する。

(業務執行組合員の辞任及び解任)

第672条 組合契約で一人又は数人の組合員に業務の執行を委任したときは、その組合員は、正当な事由がなければ、辞任することができない。

2 前項の組合員は、正当な事由がある場合に限り、他の組合員の一致によって解任することができる。

(組合員の組合の業務及び財産状況に関する検査)

第673条 各組合員は、組合の業務を執行する権利を有しないときであっても、その業務及び組合財産の状況を検査することができる。

(組合員の損益分配の割合)

第674条 当事者が損益分配の割合を定めなかったときは、その割合は、各組合員の出資の価額に応じて定める。

2 利益又は損失についてのみ分配の割合を定めたときは、その割合は、利益及び損失に共通であるものと推定する。

(組合員に対する組合の債権者の権利の行使)

第675条 組合の債権者は、その債権の発生の時に組合員の損失分担の割合を知らなかったときは、各組合員に対して等しい割合でその権利を行使することができる。

(組合員の持分の処分及び組合財産の分割)

第676条 組合員は、組合財産についてその持分を処分したときは、その処分をもって組合及び組合と取引をした第三者に対抗することができない。

2 組合員は、清算前に組合財産の分割を求めることができない。

(組合の債務者による相殺の禁止)

第677条 組合の債務者は、その債務と組合員に対する債権とを相殺することができない。

(組合員の脱退)

第678条 組合契約で組合の存続期間を定めなかったとき、又はある組合員の終身の間組合が存続すべきことを定めたときは、各組合員は、いつでも脱退することができる。ただ

*4 集団投資スキームの形態としては、民法上の組合、商法上の匿名組合、信託法による信託、「資産の流通化に関する法律」による特定目的会社、「投資事業有限責任組合契約に関する法律(ファンド法)」による投資事業有限責任組合など多様なものがあります。

し、やむを得ない事由がある場合を除き、組合に不利な時期に脱退することができない。

2 組合の存続期間を定めた場合であっても、各組合員は、やむを得ない事由があるときは、脱退することができる。

第679条 前条の場合のほか、組合員は、次に掲げる事由によって脱退する。

- 一 死亡
- 二 破産手続開始の決定を受けたこと。
- 三 後見開始の審判を受けたこと。
- 四 除名

(組合員の除名)

第680条 組合員の除名は、正当な事由がある場合に限り、他の組合員の一致によってすることができる。ただし、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもってその組合員に対抗することができない。

(脱退した組合員の持分の払戻し)

第681条 脱退した組合員と他の組合員との間の計算は、脱退の時における組合財産の状況に従ってしなければならない。

2 脱退した組合員の持分は、その出資の種類を問わず、金銭で払い戻すことができる。

3 脱退の時にまだ完了していない事項については、その完了後に計算をすることができる。

(組合の解散事由)

第682条 組合は、その目的である事業の成功又はその成功の不能によって解散する。

(組合の解散の請求)

第683条 やむを得ない事由があるときは、各組合員は、組合の解散を請求することができる。

(組合契約の解除の効力)

第684条 第620条の規定は、組合契約について準用する。

5 終身定期金

日本ではあまり利用されていないので、定義だけ紹介しましょう。

契約の一方当事者Aが、契約相手であるBとの間でBあるいはそれ以外の第三者Cに対して、ABC(このうちの誰かは契約で決めます)が死亡するまで、定期的に一定額などを支払うことを約束する契約です。

具体的には、AがBに対して、自分の所有する不動産を与え、その代わりに自分が死亡するまで一定の金額を支払い続けることを約束してもらい、といったものです。Aが早く死亡すれば

Bは得をします。しかし、Aが長生きするとBは不動産の価格以上の支払いを続けなければならなくなることもあり得ます。この場合はBは損をすることになります。このことから、終身定期金契約は賭博性があると指摘する人もいます。

(終身定期金契約)

第689条 終身定期金契約は、当事者の一方が、自己、相手方又は第三者の死亡に至るまで、定期に金銭その他の物を相手方又は第三者に給付することを約することによって、その効力を生ずる。

6 和解

和解とは、紛争当事者が話し合い、双方がお互いに譲歩して話し合いによって解決する合意をするものです。

消費生活相談でのあっせんは、消費者と事業者との間の紛争を話し合いによって解決するための調整をするという業務です。つまり、消費者と事業者との和解のためのあっせんをしている、ということで、消費生活相談とは深い関係がある契約といえるでしょう。

和解で注意すべき規定は、和解の効力に関する規定です。ある権利があるかないかをめぐって紛争になっている場合に、和解によって解決した後で、その権利が「ある」(あるいは「ない」)ことを裏付ける明確な証拠が出てきたとしても、蒸し返すことはできないという意味合いです。あっせんは、この点を十分に配慮する必要があります。

(和解)

第695条 和解は、当事者が互いに譲歩をしてその間に存する争いをやめることを約することによって、その効力を生ずる。

(和解の効力)

第696条 当事者の一方が和解によって争いの目的である権利を有するものと認められ、又は相手方がこれを有しないものと認められた場合において、その当事者の一方が従来その権利を有していなかった旨の確証又は相手方がこれを有していた旨の確証が得られたときは、その権利は、和解によってその当事者の一方に移転し、又は消滅したものとする。